

## 鹿沼市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月26日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 津久井健吉

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査（工事監査）

### 2 監査の期日及び場所

(1) 期日 令和8年2月2日

(2) 場所 監査対象工事現場

### 3 監査の対象

令和7年度見笹霊園合葬墓整備工事（造園工事）

### 4 監査の着眼点

工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査、維持管理業務、委託業務について、適正に行われているか。

### 5 監査の主な実施内容

(1) 予備監査として、所管部局より提出された関係資料に基づき、書類調査を行った。また、必要に応じて書面にて関係職員に説明を求めた。

(2) 本監査として、所管部局の関係職員の出席を求め、監査委員が聴取と質疑等を行った。併せて、工事現場の視察調査を実施した。

## 6 監査の結果

前項第1から第5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

## 7 意見等

合葬墓は、血縁関係に関わらず複数の遺骨を合同で埋葬する施設で、少子高齢化の進行や単身世帯の増加等、社会情勢の変化に対応した施設であり、今後もますます必要性が高まっていくことが予想される。

監査時の工事に問題は認められなかったが、残りの工事についても確実に実施し計画通りの完工を望む。また、合葬墓の整備により市が遺骨を管理することになるため、利用者が安心して埋蔵できるよう完成後は適正な運営及び施設管理に努められたい。